

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年3月13日
事業者の氏名又は名称	有限会社第一さくら交通(法人番号4490002001423)(代表者 山本倫世)
事業者の所在地	高知県高知市鴨部1355番地12
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市鴨部1355番地12
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年12月3日及び令和7年2月6日、労働局と合同で監査を実施したところ、8件の違反が確認された。 (1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第5項) (4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (6)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (8)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年3月31日
事業者の氏名又は名称	株式会社旅サポート(法人番号7480001009201)(代表者 山室真一)
事業者の所在地	徳島県鳴門市大津町大代247-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県鳴門市大麻町大谷字中通11-5
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年6月13日及び同年9月6日、新規許可等を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」第38条第1項) (2)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (3)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。